

# 第1章 整備基本計画の見直しについて

## 1.1 計画地の概要

### (1) 基地跡地の位置及び周辺状況

公園・シンボルロードを含む基地跡地（留保地約 19.1ha）は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から最短で約 700m の距離に位置しています。

基地跡地は、飛び地状の市街化調整区域に指定されており、北側は商業系用途地域、東・西・南側は住居系用途地域に指定されています。



図 位置図



図 都市計画図

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）

## (2) 基地跡地利用状況

基地跡地（留保地）の周囲には、市役所、税務署、公園、学校、保健所、図書館等の公共施設が立地しています。

下図の赤枠の区域は国有地ですが、平成 29 年度（2017 年度）現在、下図の敷地①の一部は、市が青葉台公園第 2 駐車場として借用しています。また、敷地③の一部（紺色枠内）（約 3ha）は、財務省関東財務局と市が管理委託契約を締結し、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」として利用しています。その他の敷地は、原則閉鎖されています。

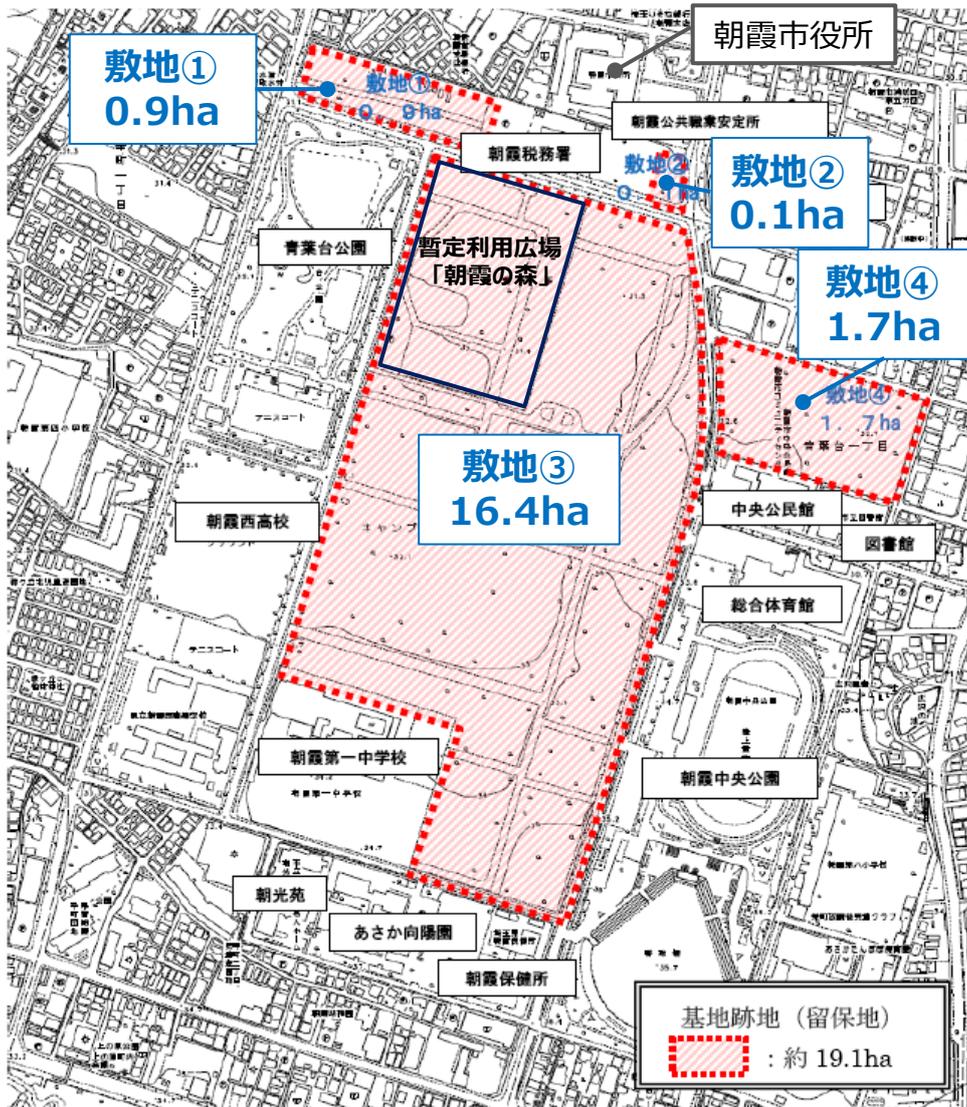


図 周辺の利用状況

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）に加筆

本計画は、「朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）」に示された公園用地及びシンボルロード用地（計 16.5ha）を対象とします。

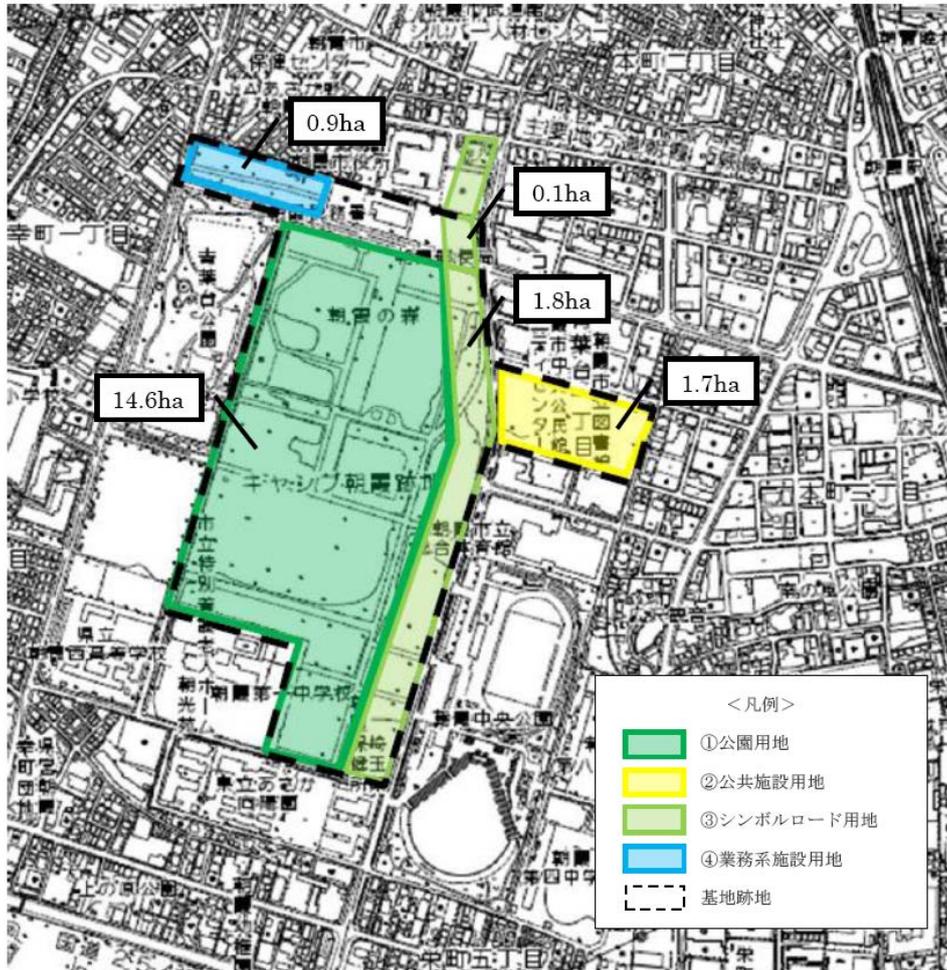


図 計画対象地

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）

### (3) これまでの検討経緯

市は、平成 20 年（2008 年）4 月に跡地利用計画を策定し、これに基づき、平成 22 年（2010 年）3 月に当初計画を策定しました。

その後、国家公務員宿舎の建設中止が決定したことから、関東財務局からの要請に基づき、平成 27 年（2015 年）12 月に跡地利用計画を見直し、同月に国へ提出しました。

これを受け、市は、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を設置し、計画見直しに関する検討を開始し、東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとしてシンボルロードを先行して整備するため、平成 29 年（2017 年）6 月に「朝霞市シンボルロード整備基本計画」を策定しました。

表 基地跡地に関する主な検討経緯

昭和 20 年（1945 年） 9 月	旧陸軍施設に米軍が進駐（キャンプドレイクの設営）
49 年（1974 年） 8 月	キャンプ朝霞の大部分の日本返還が決定
53 年（1978 年）11 月	キャンプ朝霞跡地利用基本構想策定
61 年（1986 年） 2 月	米軍通信施設返還により市内から米軍基地がなくなる
平成 13 年（2001 年） 5 月	朝霞市基地跡地利用計画策定
15 年（2003 年）6-7 月	国は、財政制度等審議会から答申を受け、基本的な方針を「原則留保、例外公用・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」に転換
18 年（2006 年）12 月	朝霞市基地跡地利用基本計画（最終報告）が市に提出される
19 年（2007 年）12 月	朝霞市基地跡地整備計画書が市に提出される
20 年（2008 年） 4 月	朝霞市基地跡地利用計画書策定（翌月に国へ提出）
21 年（2009 年） 2 月	基地跡地地区地区計画を都市計画決定
22 年（2010 年） 3 月	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定
23 年（2011 年）12 月	国家公務員宿舎建設中止決定
24 年（2012 年） 2 月	財務省関東財務局長から「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画の見直しと再提出を求められる
11 月	基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」オープン
27 年（2015 年）12 月	朝霞市基地跡地利用計画の見直し（同月に国へ提出）
28 年（2016 年） 7 月	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を設置し、計画見直しに関する検討を開始
29 年（2017 年） 6 月	朝霞市シンボルロード整備基本計画策定
年（ 年） 月	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕策定

#### (4) 上位計画により公園に求められる機能

公園を含む基地跡地（留保地約 19.1ha）は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から最短で約 700m の距離に位置しています。

平成 22 年（2010 年）3 月に策定した当初計画では、「あさかの森をつくる」という大きなコンセプトのもと、「遊び・学び・癒される・憩いの森」「人と自然が共存する森」「市民が守り育てる森」の 3 つのコンセプトを掲げ、整備の考え方、方針を示しました。

平成 27 年（2015 年）12 月に見直した跡地利用計画において、公園を含む基地跡地は、「既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点」と位置付けられており、その中で、みどりの拠点ゾーンの土地利用方針として、防災拠点機能を備えた総合公園としての活用、多様な動植物を育む樹林の保全、様々な利用が行われる空間としての活用等の方向性が示されています。

また、「朝霞市都市計画マスタープラン（平成 28 年 11 月改訂）」及び「朝霞しみどりの基本計画（平成 28 年 3 月改訂）」では、豊かな自然・環境の拠点、レクリエーション、憩い、交流、防災機能を有するみどりの拠点として位置づけられており、周辺の施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い、地域の交流と活性化を図るという方向性が示されています。

当初計画に示された公園・シンボルロードのコンセプト、上位計画に示された方向性及び隣接する青葉台公園、朝霞中央公園の主な機能をふまえ、公園に求められる機能を次のように整理します。

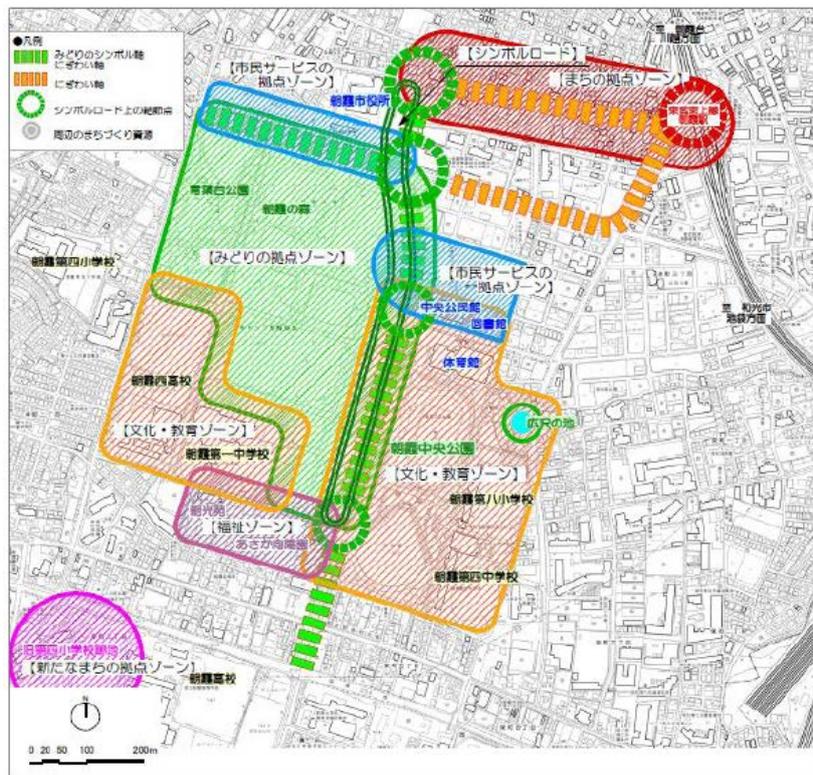
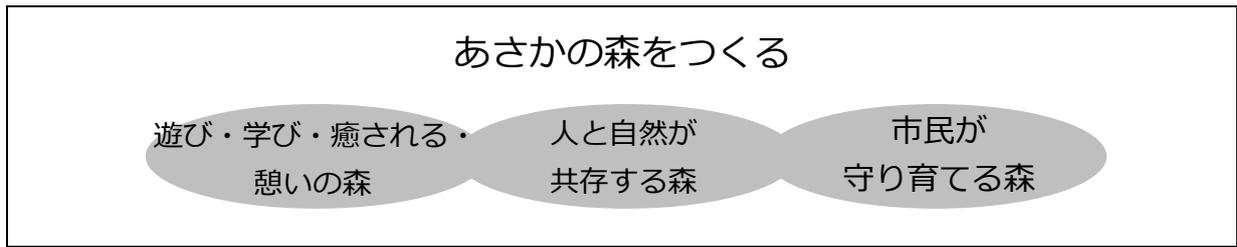


図 基地跡地及び周辺エリアのゾーニング

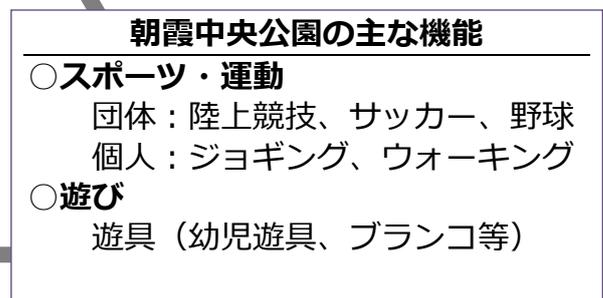
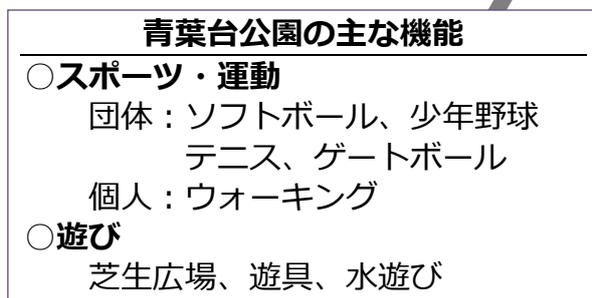
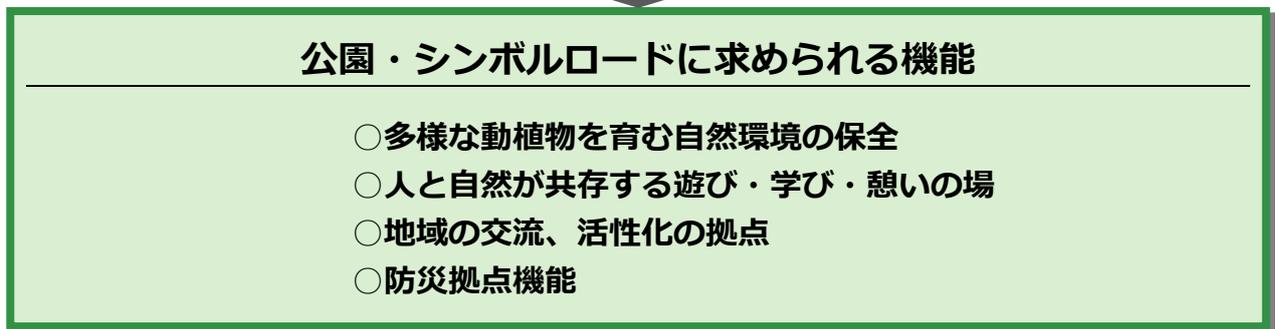
出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）

【当初計画における公園・シンボルロードのコンセプト】



【上位計画に示された方針等】

朝霞市 基地跡地 利用計画	<p>◆基本コンセプト 周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた“次の朝霞”のための“憩いと交流の拠点”</p> <p>◆みどりの拠点ゾーンの土地利用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防災拠点機能</u> を備えた総合公園</li> <li>・ <u>多様な動植物</u> を育む樹林</li> <li>・ 人と動物が共存する武蔵野の風景</li> <li>・ 自然性と都市性が調和する緑に囲まれた空間</li> <li>・ <u>様々な利用</u> が行われる空間</li> <li>・ 歩道や広場などの施設や便益施設等の配置</li> </ul>
朝霞市 都市計画 マスター プラン	<p>(全体構想) 豊かな自然・環境の拠点となる <u>まとまった緑地を保全</u> する拠点</p> <p>(地域別構想) 防災拠点やみどりの拠点など周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い <u>地域の交流と活性化</u> を図る</p>
朝霞市 みどりの 基本計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継ぎながら <u>レクリエーション、憩い、交流の拠点</u> として一体的な活用</li> <li>・ <u>防災機能</u> を有するみどりの拠点</li> <li>・ 周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い <u>地域の交流と活性化</u> を図る</li> </ul>



## 1. 2 整備基本計画見直しの考え方

当初計画を策定した平成 22 年（2010 年）以降、公園・シンボルロードを取り巻く状況は大きく変化しています。また、国家公務員宿舎の建設中止の決定を受け、予定地であった区域に基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」を開設し、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方のもと、市民主体の管理・運営を進め大きな成果をあげてきました。

一方で、平成 28 年（2016 年）には、計画地において鉛及びダイオキシン類による土壤汚染区域が存在することが明らかとなり、公園・シンボルロードとして整備、開放する際には安全性を確保する対策を行う必要性が生じています。

さらに、今後は人口減少・高齢化の進行や公共施設の老朽化を背景に、市の財政状況が厳しさを増していくことが見込まれることから、公園については用地取得も含め、公園・シンボルロードの整備及び管理・運営に関する費用の確保に向けて、既存の事業手法にとられず、市民や事業者等との積極的な連携・協働など新たな方法を積極的に活用しながら、長期的、段階的に整備を進めていくことが必要となります。

これらの状況の変化及び上位計画により公園・シンボルロードに求められる機能をふまえ、以下の考え方に沿って計画を見直しました。

### ①「使いながらつくる、つくりながら考える」公園づくり

当初計画のコンセプト、整備の考え方を基本としつつ、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」において培ってきた市民中心の管理・運営の実績を活かし、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方を公園づくり全体に広げていくことを基本とします。

このため、本計画は公園の完成形を示すものではなく、現段階での市民・関係機関等の提案・ニーズ、公園・シンボルロードの現況をふまえ、今後の整備の方向性を示すものとし、各エリアの整備を進める段階で、市民・関係機関等と話し合いながら整備内容を具体化していくことを前提とします。

### ②計画地の早期開放・活用に向けた柔軟な事業手法の展開

計画地は国有地であり、用地取得や土壤汚染対策に関する国との協議が整うまでは、本格的な整備を進めることは困難なことから、将来の整備を見据え、まずは多くの市民、事業者等が整備や管理・運営に参加する機会を設けていくことを優先課題とします。

このため、国有地の管理委託により暫定利用の区域を拡大する、一部区画の有償貸付を受けて社会実験的にカフェ等の収益施設を運営するなど、実現可能性のある手法を検討し、柔軟な事業手法によって計画地の早期開放・活用を進めていくことを目指します。

### ③市民、民間と連携した公園整備、管理・運営の推進

市は、第 1 期整備として、平成 32 年（2020 年）春の暫定供用を目指して、シンボルロードの整備を進めています。

このため、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」で培われた市民主体の管理・運営の取り組みをふまえ、市民や事業者等が主体となり、供用されたシンボルロードの管理・運営、さらには将来の公園の管理・運営を担っていくことを目指す取り組みを展開します。

### 1. 3 今回の計画見直しの位置づけ

本計画は、前項に示した基本的な考え方に基づき、平成 22 年（2010 年）3 月の当初計画策定後に行われた上位計画等の変更内容を反映させるとともに、平成 28～29 年度（2016～2017 年度）に開催した朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会における検討経過、またこの間に行った市民意見交換会、アンケート調査、関係機関へのヒアリング等を通じて寄せられた市民・関係機関等の提案・ニーズ等をふまえ、当初計画を改訂するものであり、主に次の事項について示したものです。

- ・公園・シンボルロードの利活用ニーズを踏まえた活動イメージ及び整備の方向性
- ・公園・シンボルロードの整備事業の進め方
- ・管理・運営の考え方

なお、本計画は、次の理由により「朝霞市シンボルロード整備基本計画(平成 29 年 6 月)」の内容を包含するものとして策定します。

- ・平成 32 年（2020 年）春のシンボルロードの暫定供用に向けて早急に当該区域の整備基本計画をまとめる必要があり、先行して整備基本計画を策定したが、本来、公園とシンボルロードは一体の空間であることから、整備基本計画としても一体的に方向性を示す必要があること。
- ・朝霞市シンボルロード整備基本計画は、公園の整備内容に応じて第 2 期整備以降の整備の優先順位については見直しを行うことを前提としていること。

また、本計画は、段階的整備を前提としており、平成 32 年（2020 年）春の第 1 期整備終了後、第 2 期整備に着手する前（平成 32 年度（2020 年度）以降）に、第 1 期整備における成果、課題等の検証を踏まえ、第 2 期整備以降の内容・スケジュール等について再確認を行い、優先的に進める整備内容を検討します。

さらに、第 2 期整備までの整備状況や、すでに供用された区域における管理・運営状況から得られた知見、また社会情勢や市民ニーズの変化をふまえ、第 2 期整備の完了が見込まれる平成 37 年（2025 年）以降に、本計画の見直しの必要性について検討することとします。

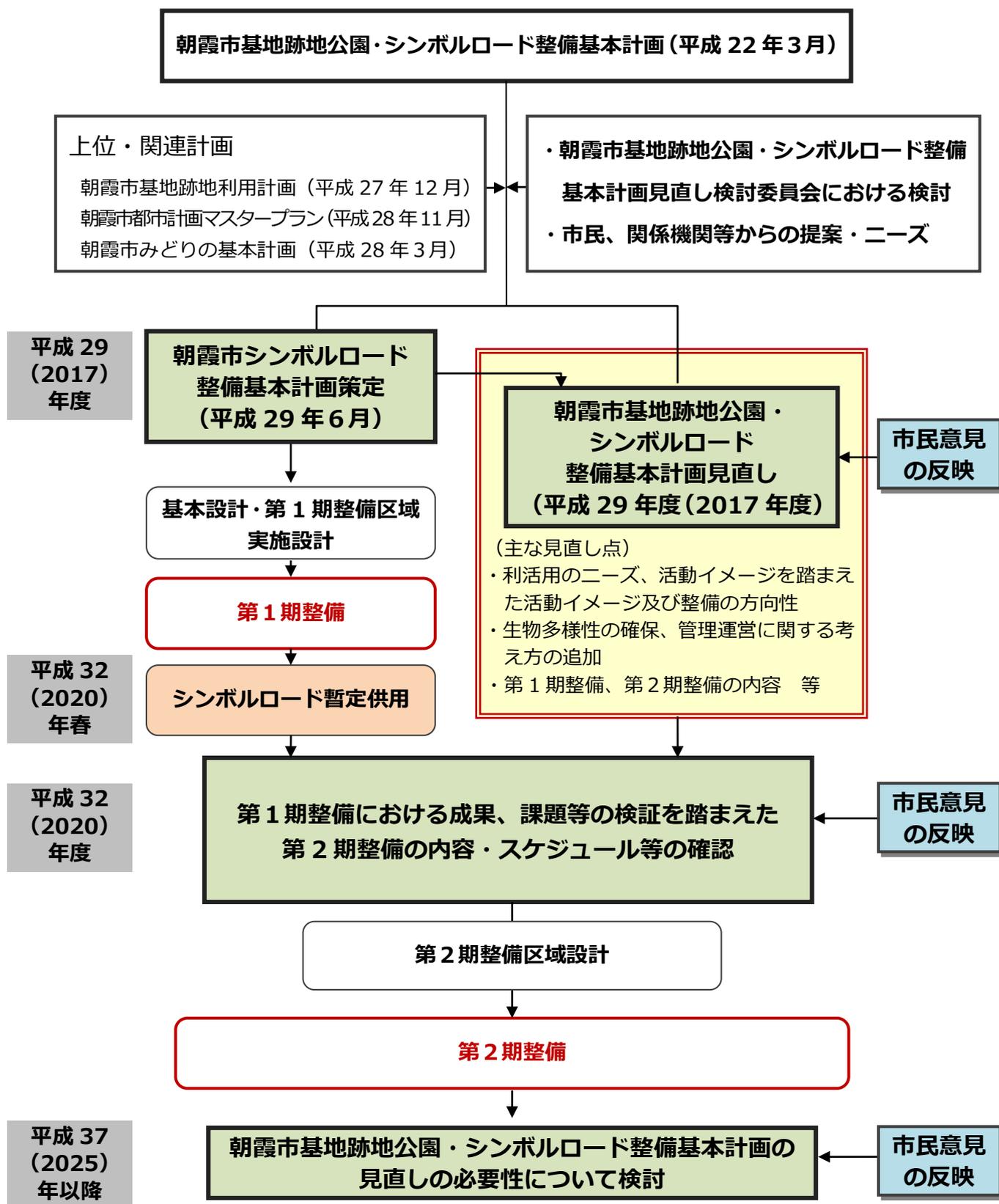


図 公園・シンボルロードの整備における今回の計画見直しの位置づけ